

「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター業務方法書」の変更について

1 変更理由

第二期中期計画に基づき、産学公連携支援の取組みを一層強化し、また、「地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの料金を定める規程」に「産学公連携支援施設利用料」の項目を新設するに当たり、都産技研における産学公連携支援業務の位置付けを明確にするため。

2 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第5条まで (現行のとおり)</p> <p>(普及、相談及び支援に関する業務)</p> <p>第6条 法人は、産業技術に係る普及、相談及び支援(以下「普及及び相談等」という。)を実施する。</p> <p>2 法人は、次の方法により、産業技術に係る普及及び相談等を実施する。</p> <p>一から五 (現行のとおり)</p> <p>六 産学公の連携を支援すること。</p> <p>七 その他、事例に応じて適当と認められる方法</p> <p>3及び4 (現行のとおり)</p> <p>第7条から第12条 (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(普及、相談及び支援に関する業務)</p> <p>第6条 法人は、産業技術に係る普及、相談及び支援(以下「普及及び相談等」という。)を実施する。</p> <p>2 法人は、次の方法により、産業技術に係る普及を実施する。</p> <p>一から五 (略)</p> <p>六 その他、事例に応じて適当と認められる方法</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第7条から第12条 (略)</p>

参考 地方独立行政法人法

(業務方法書)

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞無く、その業務方法書を公表しなければならない。